

# 学校感染症による出席停止について

生徒が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。登校については、医師の指示に従い、下記の「登校許可報告書」を登校時に持参し、担任へ提出してください。「登校許可報告書」は、保護者が記入してください。(医師の診断書等も必要ありません)  
なお出席停止の期間は、医師の指示による最低限の日数となります。

生徒がかかりやすい主な学校感染症		出席停止の期間
インフルエンザ		発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間
百日咳		5日間の抗菌性物質製剤による治療終了または、特有のせきが消えるまで
麻疹(はしか)		解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)		腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹		発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)		全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎		医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎(ノロウイルス)、他	状況や症状により、学校医や医師が必要と認めた場合、出席停止とすることができる。

## 登 校 許 可 報 告 書

北星学園女子中学高等学校長 様

年 組 番 氏名

病名

病院名

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

上記の病気のため、療養していましたが、医師の指示により登校可能となりましたのでお知らせします。

保護者名

印

担任



養護教諭